



和書



内閣文庫	和書類
函架	冊號
二〇〇	一〇〇
二〇〇	二〇〇

(二五九)

内閣文庫	
番號	和 28420
冊數	100 (52)
函號	211 300





明治十二年購求



汝志里卷之五十二 正位

冬至乃賀

須清公

埒埒

大元師法

黒青

有職私記

女位山海法付候茂系不行

医菜割の五寡

南楚和尚答書

吾輩慶世



熙朝樂事下

左門右門の称

眷屬 帰命

傳授候し大黒天

駿府節分の俗習

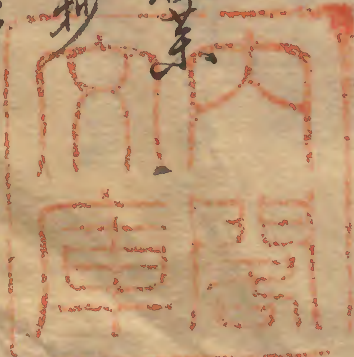
举氏挂細羅

俗間夢起の妙菜

忘臥抄體源抄

甚目古抄也也俗形

明德



皇自是之嘉條

種樹之法

兵庫湊川室宿古記

人がそ練思ひて

後魏の系図手帳

宋の揚備

久照院為沙美母

亡君の水多向り

千里きりしり蔵物

首如飛蓬

五月十日百種子を米の事

酒店啓圖詩

野石庄在法山

明太祖帝恩教在理言

熱田大宮司昔抱と着次

范文正公一書生り為

以日法英がりしり

法場院殿世之面勅云式圖

三三三厚いと銀雅あり

務医

いさき山しりしり系の艾

猿猴の月存事

いさきの火櫃

世さきの存事

和峰上人示上傍筵一待

國乃枕詞

礼儀務典

島國狐舄

度々宗時官女毎枚

櫻井の里乃分

南尾畧圖

○異邦よりいりて一より冬玉の笑いと盛んなりしを方以終
詳王も北目を以て陳候は終るや 李東野 亦國ハ報且
冬玉あつた時 然廷法笑あるのうして士庶皆
何事をもを知らざる若し一禪院のうして祀事有

冬玉乃前日所化の僧方丈を食ひ

○錢塘乃回池成り懸然亦事より凡そ四時其風俗のうさ
をばしたに北をり元旦の祭禮法事亦事より凡そ我
と爲り少年の杜治欲吹亦事より凡そ四時其風俗のうさ
十八日と云ふを放魂といひては字子ハ書を收り工人
婦も返り農高各々業を執るを收魂といふや
其元西より栢枝を掃餅を食ひ一牛福を以て是を水

てい水を百事大橋よりいふと

栢枝と百事と音をいふ橋と大吉と名をいふ

取國をいふを代ふるといふを幸年と名

たるといふをいふと名

立春の日ハ倭人戲子小娘木枝の遊を流し郡守ハ

僚属を率て出春牛を伴り市街競り麻麦米豆

取ひて春牛と物歩おし

我國節分の取豆を打つとも水と竹より塔に風を

吹ひ陽氣を送つといふ也

亦民間七種の生菜を食つとも立春の節物と名

とも毎月の口といふといふ

清明立夏以下の
時食俗事多し

度末の時戲とも不舉乃事多しとも取國祠

孝の人たつともいふとも古へありてともき事を請

白子作り作りも大方柳也中和節二月粒ちんちん

戲を同いとも端午の粽菖蒲艾葉を用ひる事

古より昔も立春の日樹葉を戴き秋のたをひて赤

小豆七粒を吞みんとすとの古よりの姿をいふ也

四月八日仏生尾以盆坐相像浸以糖水覆以花亭

といふ取國ハ取と名いふ也

二月廿五日寺院啓涅槃會法孔雀經りのいひて

も像の事ハ経よりいひ涅槃の相像ハ度末といふ

たきい也

○或人の明朝の皇子と経てけりやと平曰宝形原
孫球皇子入首と経てして大高孝明薩摩中納
家の邸に於て王子の法を教へしを岡安と申ふ
前代皇明の子孫と爲小祿を封し順法王と稱はる
差しを以て凡れ其社を奉ずる未嘗有と云ふ

○或人の世左門右門木の祿を東百官と人といふも
減田羽柴の世とかり人名もあややと起りいつきの所
そや平曰是皆百官の松風とい但し左記の中も左
邊尉右邊尉を左門右門といふありこれ記録
の跡と云ふも是なり
右左と藩府内祿を兼しを
左内右内とも同し 終り
つゝきいた際長名を傳へし也冥ヶ原の法小吉

山家の臣者活来 法初右邊門 よう戦ひりり 神君召て
法益を初り一時彼立達の小いさをもふりや
て佐と作ありし先余の柄漏のくくさる所
こゝにいふかゝるこゝにいへて経てなす小吉
冥ヶ原の事作しし時彼柄漏は恙なくありやと
法益ありてきて右邊門は作し侍りし人主人
柄漏を以て長名をきりしこゝに子孫傳つて名宗傳り
前府下杉浦兼も理不極く款名を衛つて存し高名
区いりいの人と流し入り考へて作さる所業名を
かゝる世も亦あり然るも是亦の在をいりし者
よりある祿傳りしと云ふ尤涉識の法は前也を

より斗りたりとて男は出でて新奇の名稱をけり

○ 倅ラチ 和名抄云馬倅ラチ 四声字苑云倅カ 較反与劣同 世間云倅知 戲馬道也云

倅 因抄云倅提也 封道曰倅以二倅相軌馬於中行則不顛躍也云 祭隱云短垣圍馬曰倅云

按ヨラチ又兩字ありて右是也倅ハ馬場ノ道倅ハ土居也

○ 眷屬 妙宗玄義曰親愛故名眷眷ハ顧念也 更相臣順故名屬屬隸也附也

○ 帰命 香象起信論疏云帰是敬順義命謂諸仏教命云

○ 大元師法と秘宗の修法也 着山極國山栗栖山門三光院 ありて此處云き台かよハ江村重徳より大元師あり

熾盛光仙領の法もよき在るの大法也台かよハ善徳院の内此をもとせりありて傳はれり

○ 叡山の安祥院と傳はれ乃依り大黒天の像を世間流布の像とて長言し

○ 震沢長語と明の成化年才少京とあり狸は倅とて風のくく人の顔面を傷ましきを嘆ふ其の中数十あり其名を黒書シイ 皇陽殿記に黒書其

麻呂風或戸牖に入りて在室しては斗つる事
あり人か昏迷して是を傷まひ是を以て好日
傷まひ水は濁りて是を棄てり是を以て戸の刃を
持し怒を張てせしむる事ありては金鼓を打
てて水を濁らす事ありては小サリ金睛脩尾犬狸を以
てすんとして我國に此好物ありては人ありて曰
先子安しと風防及び此物ありては此物ありては
牛を傷まひ人神大敵を以てて殺せしめて殺ん
とてしる事ありては國に此物ありては此物ありて
是を以て風ありて人威ありては此物ありて
○ 縁府に生れたる府中筋分の日暮前より市井

此物をおろしありて是を以てて是を待たず
はては海風の社に神人ありては備を打てて本社
よりては本社に一月の事を以ては法を撃つ事
數一町に地蔵の寺ありては此物を以てては一時
子重を以てて便を以てては此物の男はかきりては
已く此物を以てては此物の事ありては是を以てては
すんとしては此物の事ありては是を以てては是を以てては
多しとては此物の事ありては是を以てては是を以てては

○ 有職私記は法教此秘記ありては幸子多しとては是の疑を
晴けりては一二ありては太神を以てては是の疑を
晴けりては一二ありては太神を以てては是の疑を

今日半と此の職若滋野井野宮両家ありては

野に子に夢をさしをすし一海也

○ 拳氏挂細羅動足觸機陳孔璋の表終の為り
豫州に檄をこしをたことくししれ来りも世に三人
実北に挂觸やまかぬの法をそ多かり況名細にこめ
らま利機に後介り若をやいし若しハも自ら
と一と思ひこを機門はこひ勢敵よりつらみてた
寸の位をも高かんとを欲し斗非の祿をも食ふ
作りぬとも志すし公姑をくちなりかす非の時の方
事愛ししあはぬ勢を去つて作る勢も亦あり時魔
裏蚊蛇の力をいれ風能勢の命を省すや作り
らん夫軍中使をすしといふもいりて臭子を極と

作らん今之食の思ひあはせんは地いりも酒をせん

○ 或人曰去冬正月四朝正月祭後の法祭 女院 新上西門院

尚書四月乃有より水法中法中法

るても垂ひ糸をきりし法妙小祠の糸有あまは延引
ありて後けり因しかきり何れや曰禮云孔子
曰祭過時不祭禮也疏云謂四時常祭とんてり糸
時右衣に依て止しをぬるて豈亦糸の理ありんや
そ時たしして垂ひ行ありありあまは在記を奉り
すり衣の亦利の為す示也何れ此禮をけり
神をあなとんや

故に乃供禮も亦為一人日上已以下有あまは

時食を酒を以てたまはるゝてあはぬ時生菓や松酒
をんらたまはるゝたまはるゝ世を以て後を以て侍らるゝ
いふてたまはるゝたまはるゝ同輩侍らるゝ山車かき
てたまはるゝ物たりを参りて思ふること侍らるゝ
おすゝ新子新葉木乃侍らるゝ何の記のありき
何の刻を以て侍らるゝ

○或人云我が國俗間善悪の妙業として一は世子用
ありたり虚証乃のり虚証もかりたりありて
答ふ吳邦姜中君菓を感得せしるの一二を
医説宋新安張果著乃ニ渠州農雍公の夢獲の神
方ハ事神仙より彼州の郭端及の頼掌教ホハ

仙護の言も也李景純の侍及の已志も載り洪輯
の吳方よりたまはるゝ記自在乃虚証もたまはるゝ
たりて神授の方いふたまはるゝ古書もたまはるゝ
侍らるゝ我國の之かたりたり侍らるゝ敬信他を感して
獲方より虚証の説もたまはるゝ

○吳邦の茶太緊太刻り本事方より唐書を以て王太
后中風暗黙りて必治医者黄耆料斛を蒸して
是を煮りていゆるを侍らるゝこの人三五歳を
後し便効を求め医を責むるも亦味也孟子所謂
七年之病三年の艾久くして後知る人侍らるゝ
況や我が國今の湯茶太少刻二十年前の医ハ多刻
たりも倍なりナリ

を何の病を治すも猶更を志偽新舊の病
も亦く小病を凡々治すもかゝる何を以て病
を癒と人唱は拙劣庸医

○忘肉抄を樂書也才山性空上人の撰りや體

源鈔も亦音律の書也是也系氏の秘記也人

體源水と體と音とをいふは原の骨水也水と體と音とをいふ

○自紀州故相公搃持寺に五ヶ條御不審南楚和

尚返答

一淨土宗僧正僧都等之官に進たる例有之否之事

淨土宗僧細ノ官位前代不及承候近世鎮西派

ニ僧正國師アリ

一禪宗淨土宗官位進不進之事

仏國ノ式法宗旨ノ異ヲイハス戒臘徳行ニヨリテ坐

配葺ヲ定ムヘキノ仏制ニ候王家ノ官位ヲ受ル故袈

裟衣ノ色ニヨリテ位階ノ品ヲ立テ候仏制ハ色ニヨリ

テ位階ヲ立テス青黒欄ノ三色ヲ袈裟色トシ好ム

所ニヨリテ着スヘキ旨ニ候五分律ノ衣色五色ヲ

用候ヘトモ五方ノ正色間色ヲ用ヒス皆壞色ニ

スヘキ仏制ナリ仏法漢地ニワタリテ護法重法ノ

為ニ諸宗同ク勅許ヲ蒙リ位階ニスムト見ヘ申候

唐朝ノ淨土宗ノ祖師ノ中ニ廬山惠遠三朝ノ

大師号アリ

仏祖統紀樂邦文類
優曇宝鑑等ニアリ

辟谷ノ釈曇鸞大

師 優曇宝鑑ニミヘタリ 又菩薩号 浄土論ニアリ 唐朝道綽禪

師 諸傳ニ同シ 唐善導大師 往生集ニミヘタリ 律師瓘梨ノ

号 念仏鑑ニミヘタリ 禪師号 瑞応傳ニアリ 異朝浄土宗官位ノ例略

シテ右ノ如シ本朝聖道家ノ官位傳記等ノ意古来

講經論義或鎮護國家祈禱或御惱加持或請

雨功驗等ノ賞ニヨリ位階ニ叙セラレト見ヘタリ後

世ハ先例ニヨリ是ヲ望ミ或単恩ノ勅許モコレアルカ

聖道門ハ先キニ来朝シテ右ノ如ク公家ノ役ヲ勤メ

来リ候禪浄土ニ後ニ弘マレ故ニ公請ニアツカラサレハ

勸賞ノ官位ナキカ 但禪宗ニ國師僧祿紫衣ノ和尚位ホアリ彼家ノ子細ハ存セズ候

禪浄土モ國王國主ノ地ニ伽藍ヲ立テ或ハ田園ヲ

タマハリ仏法弘通仕ル故ニ諸方各刹ニ於テ國家

安全ノ御祈禱致ス一疋マレ式ニ候我浄土宗ハ

元祖法然ヒトヘニ名聞ヲイトヒ専ラ出離ヲ志シ

叡山ノ交衆ヲノカレ西塔黒谷ニ隱居シ藏經ヲ披

覽アル事五返往生ノ要行念仏ナリト思定メ承

安四年生年四十二ニメ宗旨関基ノ故ニ祖師官職

ノ望ナク細位ニ進マレサルト見ヘ候其門弟師ノ隱

遁ノ志ヲ相傳ル故ニ僧綱ノ任官ナク候後ニ至リ

テハ菩薩号ニ任セシ 濃州立政寺関山智通菩薩 或ハ和尚位上

人位ニ任シテ紫衣香衣ヲ着用ス浄土宗官位ニ進

ムヘカラサル道理モナク疋式モナク候

一 律師號ノ事

永觀律師ハ宗祖ニアラス東大寺ニシテ戒ヲウケ
ニ論宗ヲ学ヒシ白川院承暦二年洛東禪林寺ニ
住シテ一向ニ念仏シ堀川院承德三年六十七ニシテ
律師ニ任ス僅ニ一宿ヲ経テ辞セラルト矣彼本傳ニ見ヘタリ
但浄土宗官位ノ例ニアラス亦法然門弟ニ隆寛律
アリ是モ本聖道宗ノ時ノ官位ニテ候

一 浄土宗ニ衣之事

元祖本宗ハ天台ナル故本宗ノ衣相ヲ改ラレズ直第
皆コノ衣ヲウケ聖道衣ニテ候當流ノ始祖西山證
空嫡弟法與浄音唐朝宗祖ノ衣法ニヨリ今ノ衣ニ

改メラレ爾ニカリシヨリ未ユカマ着用仕候但他流ノ改衣其始シラス候異國浄土

宗ノ衣法ハ書傳ニ見ヘス候但惣ノ衣法ハ律文六物等ノ書ニ出タリイツレノ宗モ各々ノ宗衣相書

ニノ七末ルトハ高倉院ノ御宇法然門弟俊乘坊重源

入宋ノ時法然ノ云ク宗祖曇鸞道綽善導懐感少

康五師一鋪圖昼尋来ルヘシト云々重源宋ニイリ相

タツヌルニ果シテ五師一幅ノ影像アリ持来シテ法然

ニ送ル法然ノ傳ニ出タリ此五師ノ衣相同今浄土宗ノ着ス

袈裟衣ニテ候此五師本宗禪ニテ此衣ヲ着セラル

ニアラス五師ノ中曇鸞ハ四論宗道綽ハ涅槃宗善

導ハ三論宗ニテ候ヘトモ浄土宗帰依ノ時本宗ノ

聖道衣ヲ改メ今ノ衣ヲ着セラレ候故ニ性徳浄土

一 聖道門之事

ノ衣相ニテ候禪衣ヲ着用スルニアラハス其影像法
然ノ門身湛空相傳ヘテ今ニ嗟哉ニ尊院ニアリ是則
異國宗祖衣法ノ證驗也其後未朝ノ別幅ノ惠遠
善導等ノ唐昼徒ニニアリ皆同今ノ衣ニテ候
禪宗ニハ教内教外ヲタテ教内ノ宗ヲ指メ聖道門
名ル欽淨土宗ニハ唐ノ道倬禪師聖道淨土二門
ノ教相ヲ立ラレ^{安樂集ニ}ニハタリ^{ニハタリ}教内教外ヲイハス淨土門ノ
外ノ諸宗ヲサシテ聖道門ト名付候未師此義ヲ判
メ云ク此土入聖名爲聖道從穢至淨故曰淨土矣

○ 或同甚目方乃難也^{比丘} 俗形あり^{尼所} 俗小おそき

と何ぞや答乞宿願盡そ若也寺院食也
安色はそくばくそく重信^{羅漢ヲ云} 乃此也

尾府の俗信古一婦人の白粉厚くよそ月しむた
そくばくの如くそくばくそくは^{是も若志同也}人
毎小まかりは俗小白粉を以て面白をぬりて懸け
かきしもの風俗なり^{たて}かくつり^{古き}も此
かきし^漢或人白は俗羅の姿^疑し^此
寺北中真西親上人の像なり

○ 吾輩處世勿以己之長而蓋人^人勿以己之善
而形人^人勿以己之多能而困人^人
^{表了凡カ陰陽録}

○ 大学明_レ明德于天下_レ舍_レ天下_レ則吾亦無_レ明德_レ處_レ矣
同上

○ 天下無_レ自是之豪傑亦無_レ尤人之學_レ則行有_レ不得
皆已之德未_レ修感未_レ至也 云々 同上

○ 宣化之時酒店壁間有_レ詩云是非不到_レ釣魚處_レ榮
辱常隨_レ騎馬人 陳繼儒_カ 嚴棲幽事

○ 種樹之法莫妙_レ于東坡曰大者不能活小者老夫
又不能待_レ惟_擇中材而多帶_レ土礫者為_レ佳 同上

○ 尾南知_レ多野間庄大_レ浮堂 俗云 大坊 白河院勅達小
し_レて取_レ廢_レ多_レ中_レの字_レ制_レ西方_レの_レ三_レ聖_レを_レ崇_レむ_レ海_レ右
大將_レ於_レ先_レ考_レ緒_レ内_レ大臣_レ資_レ福_レの_レ為_レと_レ再_レ修_レ志_レ也

○ 享_レ祿_レ中_レ享_レ辛_レ卯_レ十月_レ十日_レ無_レ火_レの_レ為_レと_レ悅_レ者_レ凡
此_レも_レ存_レる_レ夾_レ侍_レ亦_レ盡_レ矣_レ有_レて_レ損_レ失_レを_レさ_レる_レも_レいと_レや
と_レ云_レ之_レ也 甲午_レ三月_レ北_レ動_レを_レ性_レと_レ云_レなり 大坊_レの_レ為_レあり

○ 揚州兵庫_湊 医王山_廣巖_宝務_禪寺_記楠_正成_戰
死_レ之_レ記_ハ正_徳二_年四_月難_波法_泉寺_の珂_然和_尚
等_記す_も也

廣_巖親_住祖_瑞師_志彰_を歎_レ 正_徳二_年五_月
庚_子彼_戰没_法泉_の為_レと_レ云_レと_レて_レ鉄_音鐵
を_レ修_レし_も永_く定_式と_レせ_り

○ 明_シの_レ廷_レ臣_レ皆_レ惡_レの_レ結_レ怨_レ多_レく_レ爽_レふ_レと_レり_レを_レ奏_レせ_りと_レ
太_レ社_レ曰_レ若_レを_レ為_レして_レ或_レハ_レ福_レと_レも_レも_レ於_レも_レ理_レと_レし_と

為か馬の若く悪を好て或は禍を免るも
終も理として為す悪を以て大かまの言す理
を以て若悪の情を折て匡とす若輩悪此後子循
て理を賄きと学若但学を以て不能を為す
意なきを患はば師林の獨堪万福四世二り
性堂
臨階録序
くも世人輩意を以て公ありて若の必
す悪は必く其を以て理を以て以て
其利を以て富貴小志して若を以て能く凡
事乃故其為すも其を以て生民の為すも
上其君も肖き下も親も辰り骨肉若淨い朋友
若欺き形も朝憲を忘す幽小く濫を省す

悪く其も有所得の意を以て小悪を以て目を
好て其を待てくも其を以て其を以て
いふらんや

○ 凡んか子孫累くして簪纓を感んたりあり終るも
一世の中若病困して後大若あり是皆祖先の徳
と不徳とふらんや百世の徳あり若を定て百世
の子孫ありて其を以て保ち十世の徳あり若を以て定
十世の子孫ありて其を以て保つ乃て二世二世の徳あり
三世の商其を以て保つあり其斬終りて後なき
若徳の正若能ありて其も亦布ありて終らむ
ふあり太伯の海なきこと其夫一定は神守なりや

○ 惣田右大臣忠光を信成宗を三位以上の右後たりし
一条信光の椽ツツミを信成の着すりの供し太神をたつ
祢正上階叙せしるは忠光を以てしるは古にたり
之は忠光元徳二年四月忠光本田氏成厚を常良
因時上階せし西三位を授けし天文五年忠光
志を始す時忠光後忠光本田氏成厚を満厚亦正
三位を授けし忠光惣田右大臣なりし尾法者祢乃
職なりしり季能以来南家の忠光之職を傳へて
四位の上階せし例あり祢乃の着すりに忠光
着し信光の先年於て忠義を我恭願惣
田右大臣忠光を着すりのを以て尋ねしるは忠光

を忠光の先年於て忠義を我恭願惣
田右大臣忠光を着すりのを以て尋ねしるは忠光

或を臣小忠を忠光侍りし泰康忠光乃後法
身つゝ忠光忠光を忠光の封の信多忠光
信光の忠光忠光を忠光の忠光忠光の忠光
忠光の忠光忠光を忠光の忠光忠光の忠光
忠光の忠光忠光を忠光の忠光忠光の忠光

○ 後魏の景明年中宣武帝の年号 海陸の黃尋生人の居家
単衣負一旦忽風雨沙を飛して其衣を身が不負富
鉅万を以てして忠光の五行記 汗抄の林氏罷仕
の衣一日天正て沙を雨は林氏天子作していとく此

たのみの必福をかすといふ事止む其民の福を
人をもつて思つて止むは富を保つて
替神 録 廿二事
貪欲を知りて止むは夫れ老のみの必福をた
りすといふも其人能理をすといふ怪矣のふは
凡縁夫一旦名位を昇る單矣忽位利をたつめき
也人大際これをもつてやめらるるは終つてそ終る
西をんは必福小國といひ終るも其古今並に決
○ 范文四一書生のため薦福寺に碑をおせり人
りして一夕暴風きて石碑を撃砕せしり
摩乃の昨非者なり日暮小は出ツ所有の人は亦小
乞を説く事をも

○ 宋の嘉祐中揚借といひ人 漢州軍 馬判官 道は術士に遇て
彼云君世は瓦石を化して黄金とすり老ありのを知
まりやと就て借これに試すは既小終ありし術士此
術を授けしといひり借云吾も其術を授け何ん
化金を事とせんや術士曰子の志ぬ斯吾乃亦不
信すといふを出てゆくを告ぐし一宋孝子といひり
唱也名位位利ふま女ん一天子任きて黄緑營謀
せり者世はこれなりある名を返ひ位を求めけ
利を貪むる世人骨髓小なりて為せざる不た一
の人豈術士此を為を待てんや或るは燧火丹乃
術を以てて必丹泥をも行供せん人も夫揚氏志

和子一人平正の老府下金具伴父子伏見屋持名出八三出八三出信
を伴りしりありはれて獄よりかき出されり

○ 比日己の冬 新根を中をよきせきせしむこころに流炎
る日ふふと極月に入て流九百餘をたいて根十
五泉に充てられも流の言下ありやこころ人あり
乎曰株宏の自知流の流のこありたこ下百流と
こりありと根流百を根十ふふ准もんといひく不
流流貴流流ありはる度生とも時ふりて貴
流ありしり志し

○ 或回 文昭院殿の法実母初日皇と宗とて尊一弟也
是邦の洞流より大際大中小の三ありて直當不同

らまじり常憲公の命ふりて赤叡小の改葬は
准后のまは法名を改め極けしありせありて法名
如何と乎曰比日台家の信小を名ふて是日
澄小記しありし 長昌院殿贈従一位天岳台光
大姉實文四年甲辰 二月廿八日逝 法政界の故法僧位の典ありし
哉智氏の法也か人 去春癸巳二月十八日 五才面の法
法云一万法の法流流ありし 是文昭院殿法送命とて
○ 室永 庚戌 九月十四日 法楊院正一位太政大臣三
十二回乃はり時 勅云はりしり 法導師華頂宮
尊統法親王 僧上寺貫首
湛譽大僧正

靈祠 勅額ハ 仙洞震翰十六日長次壹岐守を令上洛 御贈官并勅額之流礼

大樹御叅詣襲御衣冠御帶劔 十四日

宣命使 高辻少納言

十八日智恩院宮并勅使院使御餐 縁樂アリ

○正徳三年^{十月}文昭院贈正一位太政大臣御周

忌増上寺 勅會清揚院相國公御法會式三回

但智恩院宮御下向^ナ時乃貫首頭譽大僧正

明主と准^ナり^ナたり^ナ也

○或人曰凡亡者其灵^ニ水^ニ向^ルハ佛法^ノ效^スル^カト^テ予

按^テ才^ノ又^ハ教國上^ノ久^クの習俗^ハ死^ニ日^ニ奉^ルル^カ十六^ニ子^ノ翰^臣ヲ死

キ^テ時^ニ彰^テ暖^ク哀^シ傷^ムの儀^ハ決^シテ^ハ謝^ステ^ハ玉^符と^ハ似^テ盛^テ玉

椀^ニ水^盛ル^ル人^トい^ハい^ハミ^テ葬^ノ時^ニ水^痕ニ^シり^テ酒^乃

詞^ナリ^ト是^ハ教國^ノ佛法^ヲ奉^ルル^カハ^ハ花^ノ事^也

仏氏^トい^フも^ハ縁鬼^ノハ^ハ仙^者薩^木小^水向^ル事

ナ^リト^ハこの俗^ニ教^ノ先祖^ノの君^を以^テ飾^リキ^ハ縁鬼^ト

ト^テ奉^ルル^カ者^ハ一^ニ思^ハハ^ルカ^クの^事ナ^リト^ハ小^水向^ル事^也

曰^ハ凡^ノ縁鬼^ハ仙^者ト^シテ^ハ其^ノ幽^ノ林^ノ静^ノ所^を掃^ハ

昏^時ニ^ハ水^食を^薦ル^ル事^ナリ^トハ^ハ仙^者爲^ルの^儀ナ^リト^ハ於

昼^ノ方^ニ柱^ノ鬼^ノを^奉ル^ル事^ナリ^トハ^ハ理^ナク^テ鳩^盤院^木

の^鬼ナ^リト^ハ殿^中ニ^ハ奉^ルル^カ事^ナリ^トハ^ハ柳^樹桃^木ト^ハ是^レ津^津

況^ハ縁鬼^を奉^ル法^とキ^ハ俗^ノ人^ノ世^ニ先^ニ修^ルル^カ事^ナリ^トハ^ハ

テ^ハ終^リ且^ハ知^識火^トキ^ハ邪^君を^も皆^クテ^ハ其^ノ罪^ト

流^キ者^ト同^シト^ハ柱^ノ鬼^ハ未^ダナ^リト^ハ其^ノ進^路の

法^事小^柱鬼^を奉^ルル^カ事^ハ其^ノ縁^鬼迷^魂ト^ハ其^ノ後^若其^ノ楽^ノ大^慈悲^ノ心^を伴^フテ^ハ其^ノ福^力を^以テ^ハ今^日

聖霊の増を仙果を祈るの止修しるも其美は
並小鬼教して侍すにあはれ修して下り控倉の法
を悉かしくしつゝ流き智ひあり 禱者此控倉も亦理
し近しりや

○者唐土人て竺、海りしつゝ艱難して容易ならず
きり義律三務の信を取ら頭を許すも去人成百
飯弁十後者安知前者難をいりしつゝ時印度の
徒人毎に多し旅難乃無海もあらずりや二十
自計り前とと時を立し商人徳治忠 ちんくしよ
りりきり天然の徒しつゝ徳臣の幸しもさりし
りそ冥籠山も上りりりいも高き山もて山と石垣を

めんしりしつゝ石者ふりさりしつゝ石のあいせめ
正はるき侍しつゝたんにしりしつゝや

○或曰古き藏物のき水チサトキ小里切りしありし水ハ昔大
江戸里伊豆送下 唐土人を拾て色も乃物藏ししつゝ
能くしりしつゝ各交物小こり此土辰 雜波人亦府
下りきりし古き藏物を取ひて買求りし僅二尺と
きりし物箱の物を三やふしも買しつゝや好年の物人
奇然てしりて

○瘍医 外科の事 探札 抽籤也今の観音 白猫 白く志也

輕筵 扇也 便面 障面 是亦扇をり 鎗旗 茶也

雪液 酒也 柿脯 和云柿の菓子 烏麥 麦也

○ 大和國世も寺の中も只我國本徳の始なり也 元亨雜事

○ 唐玄宗の時長安東郊ある宮女殆四美人なりや

古くは掖庭の盛なり是もことごとくありし 五雜俎

言中の婦人の真すも美をとりて好し其美武の

友人きこも多し人開元の始より静かなりし云

宗此富貴の極ありて臨り且惑るる冥たりしや

之儘一衣の富ありても公ほりてかゝりて醜酒

も惑りて況や四海を帯りてせし人をも兼通継去

昭明三光弟子南嶽上真人も十五字の号あり云

宗の自称也 會昌投龍文

按し玉京金闕七宝元臺紫微上宮灵宝至真玉

宸明皇天道君より一号あり宋の徽宗も群臣福ひ

てその一も号 北三字の中玉と宝と 徽宗又上章青

詞の自称も奉行玉清神霄保仙元一六陽三子

璣璣七九龍元大法師都天教皇との号あり云

下の事も本姓をみ字もき名古今よりあり云

や侍り是皆道士貴爵の号も信ひ生を食りたを

おろしけ虚世の誇り相枉惑の見截も似たりや

壽福命あり是も形ありて是を好するや云はる

宋の号も有り

○ 夏日和峯上人示上綺筵一律

獨避夏畦忘去就 月幽風淡一茅傳

團、荷露投珠潔 冉、松烟捲翠暝

夜笛覺孤林睡鳥 破窓伴數点飛螢

梅霖洗曉雲山綠 江潤不淺億楚萍

○山城國水湫をきき櫻井の里、前羽林播磨成朝屋楠

京より舟庫より川崎其子正行よ交訓して世

里より松江よ物言わしり人傳へ侍る亦西行のうそ

とく柳菰の只碑と

ちまも浮ち〜ねを底なが〜り

まおも〜はきさ〜り〜井の里

集よいんはき〜もまおり〜るき〜いひ〜飯橋西

川のよゆるす〜り〜〜凡所〜と侍る古あま

まが人の南有〜漢す〜事なきがれあは〜り

集よまき〜り〜り〜侍る〜まき〜り〜或も上

あかき〜り〜流ひ〜

○國の枕詞あり 真杉マキ小墾國コウケン槻根ツキネ生山ナマ背國セニは秋ハ

首、材木を採り〜山有、左の約也はまハ山城國

是形形社も屋敷久〜乃知の形をたゝる是樹木の灵

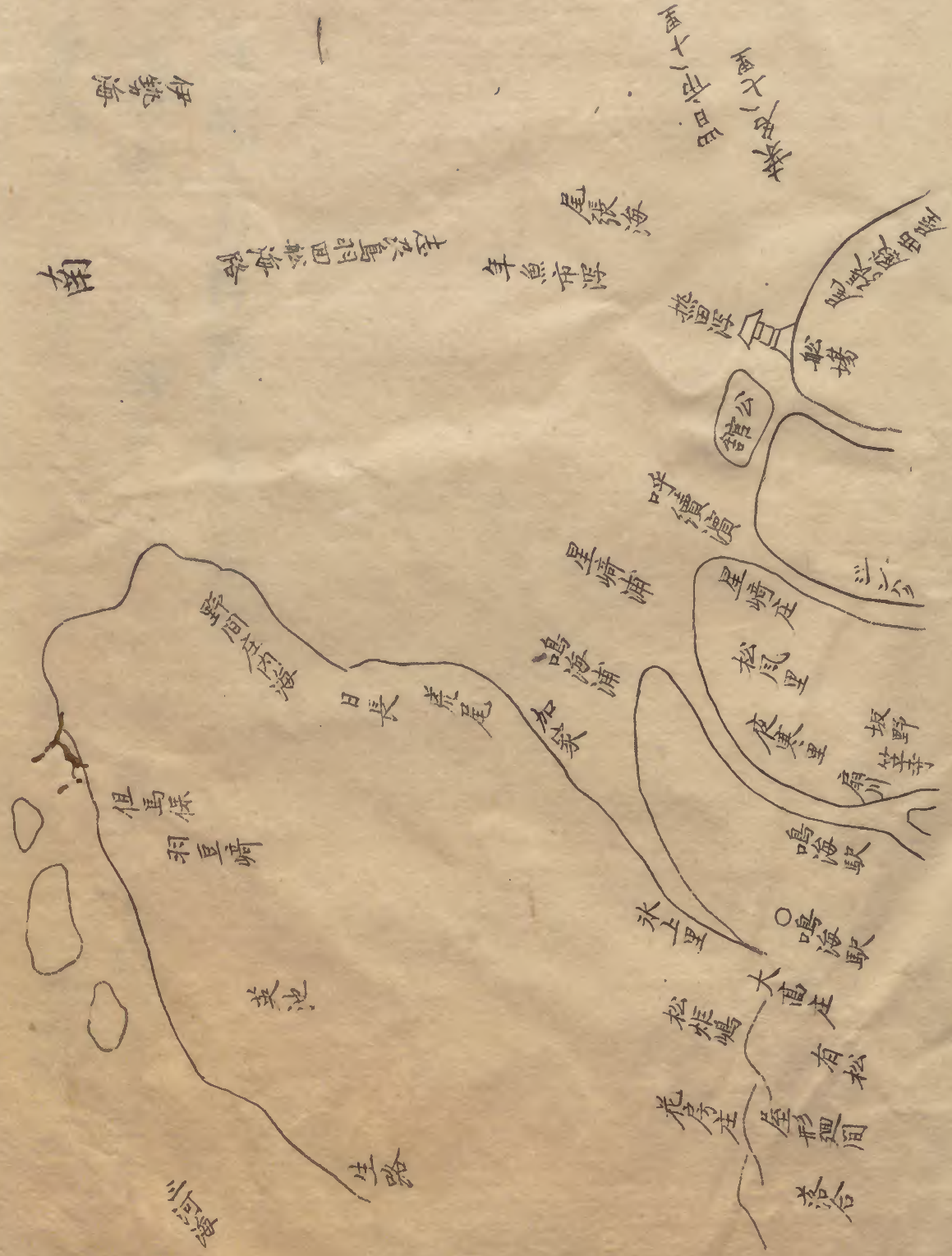
りして材木をとる山口本の奉モトの浮形也或人曰きあひ

と木生嶺りして佳木無甘す山嶽よりす事也ト

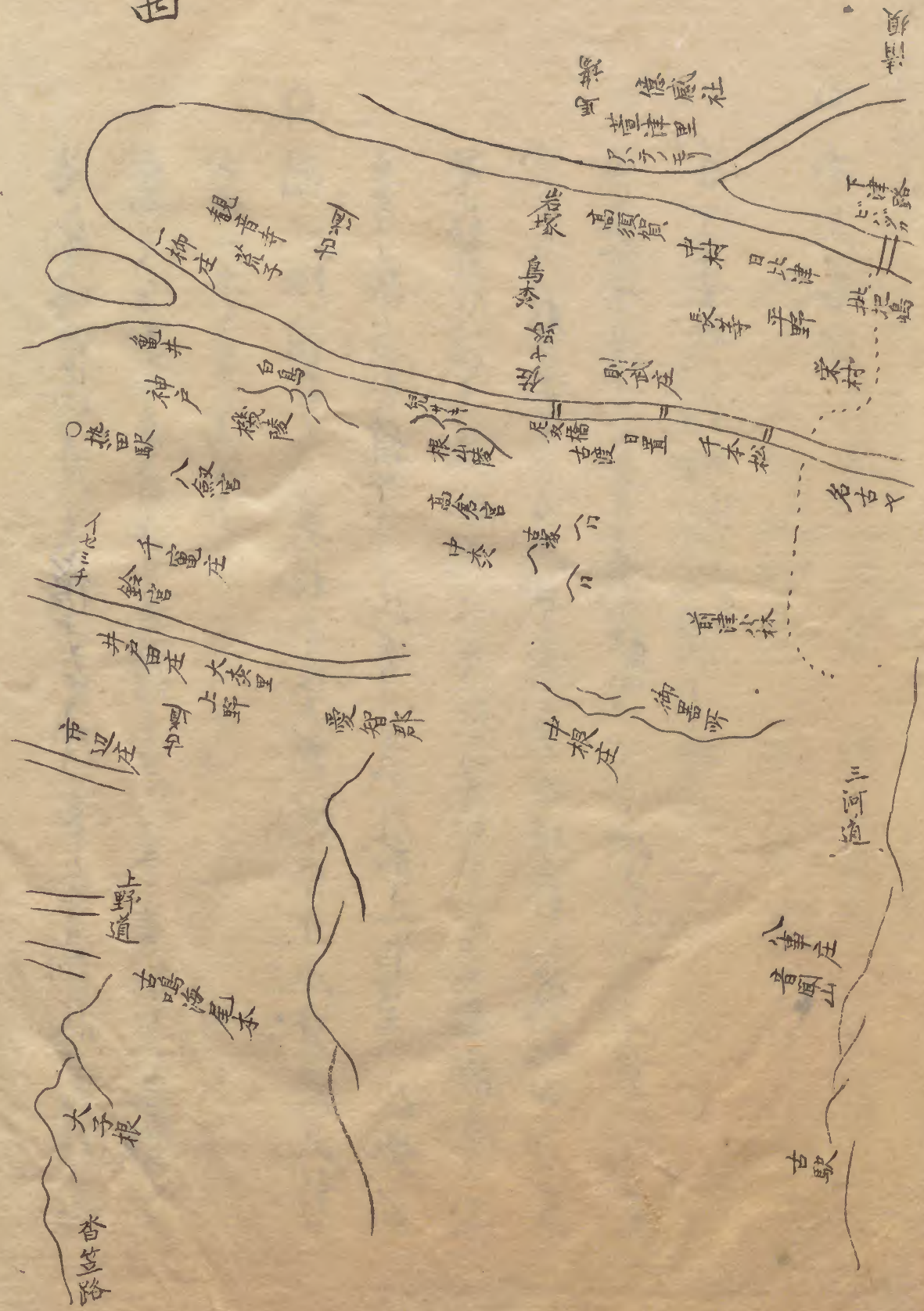
有トき〜世人私の言はかりむあり在湯沼あり

○南尾畧圖

南



西



○宝永七年八月水戸中納言細路以下ノ礼儀録

五百巻を大樹公家ノ一ノ水戸中納言光圀に

水戸三子法橋の事とあり



五

